

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

戦没者等の妻に対する特別給付金について、令和5年度以降も支給を継続する等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給の継続

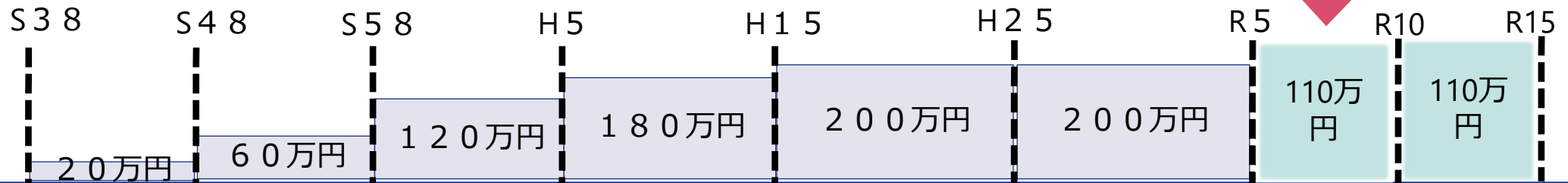
戦没者等の妻に対する特別給付金については昭和38年度から継続して支給されており、平成25年改正により支給された国債は令和5年に最終償還を迎えるが、戦没者等の妻の精神的痛苦はこれまでと変わるところがなく、それに対して国として特別の慰藉を行う必要性には変わりがないことから、令和5年度以降も支給を継続する。

2. 支給方法等の見直し

対象者の高齢化等を踏まえ、5年償還の国債を5年ごとに2回交付する方式に改めるとともに、償還額を年22万円（現行は年20万円）に増額。（2回の交付で合計220万円）

【戦没者等の妻に対する特別給付金の概要】（昭和38年度創設）

- 先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給している。
- （※）公務扶助料（恩給法）や遺族年金（援護法）等の受給権を有する戦没者等の妻が対象。
- 支給は、10年償還の無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
- 金額は、支給回数に応じ、20万円、60万円、120万円、180万円、200万円。



施行期日

令和5年4月1日（2回目の記名国債の交付に係る施行期日は令和10年4月1日）